

平成25年 第2回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成25年2月22日 開会

平成25年2月22日 閉会

浪江町議会

# 平成25年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（2月22日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	16

浪江町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年2月12日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成25年2月22日（金） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
（二本松市平石高田第二工業団地内）  
浪江町役場 二本松事務所
  
- 3 付議事件  
（1） 工事請負契約の締結について（浪江町防災行政無線災害復旧工事）

○応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	愛	澤	格	君	2番	山	崎	博	文	君
3番	山	本	幸一郎	君	4番	吉	田	数	博	君
5番	若	月	芳	則	君	6番	横	山	精	一
8番	泉	田	重	章	君	9番	橋	爪	光	雄
10番	田	尻	良	作	君	11番	渡	部	貞	信
12番	鈴	木	辰	行	君	13番	佐	藤	文	子
14番	紺	野	榮	重	君	15番	佐々	木	恵	寿
16番	小	黒	敬	三	君	17番	勝	山	一	美
18番	三	瓶	宝	次	君	19番	佐々	木	英	夫
20番	馬	場		績	君					

不応招議員（0名）

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成25年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成25年2月22日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第2号 工事請負契約の締結について(浪江町防災行政無線災害復旧工事)

出席議員（19名）

1番	愛澤	格	君	2番	山崎	博文	君
3番	山本	幸一郎	君	4番	吉田	数博	君
5番	若月	芳則	君	6番	横山	精一	君
8番	泉田	重章	君	9番	橋爪	光雄	君
10番	田尻	良作	君	11番	渡部	貞信	君
12番	鈴木	辰行	君	13番	佐藤	文子	君
14番	紺野	榮重	君	15番	佐々木	恵寿	君
16番	小黒	敬三	君	17番	勝山	一美	君
18番	三瓶	宝次	君	19番	佐々木	英夫	君
20番	馬場	績	君				

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
総務課長	根岸弘正君	復興推進課長	谷田謙一君
災害対策課長	岩野寿長君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	岩野善一
	中野夕華子		

- 
- 議長（吉田数博君） 東日本大震災以来1年11カ月が過ぎました。  
第2回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対しても哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。  
ご起立をください。黙とう。  
[黙とう]

- 議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。
- 

**◎開会の宣告**

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は19人であります。  
定足数に達しておりますので、平成25年第2回浪江町議会臨時会を開会いたします。  
  
(午前9時00分)
- 

**◎開議の宣告**

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

**◎議事日程の報告**

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

**◎会議録署名議員の指名**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、16番 小黒敬三君、17番 勝山一美君、18番 三瓶宝次君を指名いたします。
- 

**◎会期の決定**

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思  
います。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日と決定いたしました。
- 

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第3、議案第2号 工事請負契約の締結に



ついて（浪江町防災行政無線災害復旧工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第2号 工事請負契約の締結について（浪江町防災行政無線災害復旧工事）についてご説明いたします。

本案は、浪江町防災行政無線災害復旧工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約により、落札者となった日立国際電気株式会社東北支社支社長大角太一と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、災害対策課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 議案第2号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、浪江町防災行政無線災害復旧工事です。施工場所は、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋六反田他地内であります。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約であります。

契約金額は、1億269万円です。

契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号住友生命仙台中央ビル。日立国際電気株式会社 東北支社、支社長、大角太一です。

なお、本事業は、平成24年度国庫補助事業であります。去る1月30日開催の第1回臨時議会において、年度内完了が見込めないと言うことで、1億919万9,000円の繰越明許費の議決をいただいております。契約済の事業を繰り越す場合、国からの繰越承認通知が送付されるまでは、年度を越えての契約はできないことになっております。このことから、繰越承認通知後に、年度をまたぐ変更契約を締結する考えであります。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑は、後ほど行います。

---

○議長（吉田数博君） ここで、所管である総務常任委員会開催のために9時35分まで休議いたします。

（午前 9時04分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前 9時33分)

○議長(吉田数博君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
20番。

○20番(馬場 績君) 議案第2号の契約案件でありますけれども、今回の契約については、契約の方法、契約の金額、契約の相手方、契約の目的、施工場所のみで、工期については入っておりません。先ほどの担当課長の説明ですと、これは平成24年度の国庫補助事業であるために、年度を越して繰り越しすることができない。年度を越えて契約することはできない。したがって、承認後というのは年度を越して事業をやる。そのことに対する財務省の承認のことだと思っておりますけれども、承認後に契約をするということでありましてけれども、そうすると議案第2号の工事契約については、議会の議決を経る契約。それから工事の契約については、今私が申し上げたような形で契約をするという手続きに入るのですか。

○議長(吉田数博君) 総務課長。

○総務課長(根岸弘正君) 今回、提案しておりますのは、契約の目的、施工場所、契約の方法、契約の金額、契約の相手方ということでお示ししております。議会の議決が必要なものということで、契約に関して議会の議決が必要なものということでありましてけれども、まずこれは契約の目的については、予算の内容にあっているかどうかについて審議をしていただくということで、契約の目的が必須となります。また、契約の方法についても、契約の相手方及び金額を決定する方法が妥当であったかということについて審議をいただくということで、これも必須のこととなります。

それと3つ目としまして、契約の金額についても、金額が妥当か。高すぎないか、低すぎないかということでもあります。これらについても、議会の議決の必要性があるということでもあります。さらに、契約の相手方の技術力、資力、信用力がまさしく適しているのかどうか。これらを審議していただくということで、この4つについては議会の議決案件になるということでございます。

また、契約の期間につきましては、絶対的な要件ではないということでありまして、浪江町につきましては、慣例で契約期間についても議決事項として載っけておいたということでございます。ただ、今回、この補助事業ということで先ほど担当課長からお話しありましたように、浪江町の補正予算では、繰越明許ということで、年度を越えての予算を執行するということで議決をいただいておりますけれども、国庫補助金の関係で年度内の契約を一旦結

んで、さらにそれから承認を受けて年度を越えた契約にやらなければならないということでもありますので、これについてはあえて今回口頭でということ、議会の議決要件に載せなかったということでございます。

ただ、今回特別な事情ということで、今後の工事の請負契約につきましては、従来通りの工期についても契約の議決の案件ということで載せていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 要するに、平成24年度の国庫補助事業を活用するということから、二段階の手続きを経なければならないという事情があつてのことだということは理解をいたします。その上で、先ほども言ったように、繰越明許にしておいて、実際の工事は新年度になってからだと。そのときに改めて契約を結ぶという手続きをとるということでしょう。当然のことながら、承認後に契約を結ぶというのは、議決後に契約を結ぶということですか。議決後に契約を結ぶと。議会の承認後に契約を結ぶと。そのあとの問題だけれども、要するに本来ならば従来慣行に従って、この契約案件についても期日を入れても何らおかしくはないわけね。今までの慣例であれば、入れない方がおかしいということだと思ふんです。今回、工期が入っていないわけだからそのとおりだと思ふんです。その上で、改めて相手業者と工期を明確にした契約を結ぶということはされないわけでしょう。そういうことはしなくて、対議会との関係で工期について、今回、工期を入れて議決をすれば、年度を越えて財務省の許可をもらったあとに、25年度事業として契約を結ぶ。きょうの契約案件に期日を入れれば、その後の工期にずれが生じるので、今回の契約においては工期は入れないという省略した議案の上程ということでしょう。したがって、工期が入るか入らないかについての重要性については、発注者だから当然おわかりだと思ふのだけれども、天災地変はあると思ふけれども、工期内完了ができない場合の損害というか。ここに書いてある必須条件もさることながら、国民の税金、町民の税金を使って発注する公共事業については、それを消化する技術力があるかどうかということもさることながら、工期内に工事を完了するということが重要だから今までは工期も入れてきたわけでしょう。今回は、議会の承認を工期を入れれば、きょうの議会でも承認する。変更になれば、変更後にまた議会の承認を必要とすると。したがってそれを省略したいということではないんですか。そういう契約になれば、公共工事の発注の形態として、あるいは従来の慣例からしても、発注体としては、契約の発注体としては行政

の瑕疵ということにならないんですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 工期でありますけれども、まず本日議会に提案しております。承認されますと当然契約を結ぶわけでありますけれども、これは先ほど申しましたように、最初の契約につきましては、3月31日までの工期ということで結ぶようになります。その後、財務局との承認を受けてその契約を年度を越えた9月末まで延長するというようなことでの工期の変更が生じます。またさらに工期の取り扱いでありますけれども、これについても各自治体で違います。工期を最初から外して議案の提案をしているという自治体も実際にございます。これにつきましては、いろいろな自治体の考え方があると思っておりますけれども、先ほど申しましたように、浪江町は従来から工期を入れていたということでもあります。今回、そういう繰越明許でも予算の議決をいただいているということで、今回は工期については省略させていただいたということでもありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 檜野副町長も町長も聞いていて、従来とは違うということはよくわかったと思うんですよ。その上で、要するに平たく言えば、工期の変更で改めて議会の議決を経るということになると、行政も大変だし議会の皆さんも大変だろうと。したがって、慣例を外して今回は工期を入れないで契約を結ぶという形態をとったということですよ。それは発注者だから町長も御承知だと思っております。ただ、特別な事情があるからということで工期を入れないで公共工事、1億を越す公共事業の発注をするということが果たして正常なのかどうかということがやっぱり発注者側にとっても問われるし、我々議会側としてはそういう省略した契約スタイルを簡単に容認していいのか。議会のチェック機能はどうなんだということもやっぱり問われているわけですよ。業者とは改めて承認後に平成25年度を期日とした契約を結ぶわけだから。それは、了解してくださいということで、そういう契約の仕方を了解してくださいということで提案しているわけだけれども、一つは今までの慣例からしても、こういう契約の締結の仕方はある意味では異常ではないのか。そういう認識があるかないかということが一つ。その上で、改めて期日変更の契約案件について、議会の同意を求めると。それを省略するというものについて、町長なり副町長は、対議会との関係でこういう契約案件の提案の仕方というのは全く問題がないと考えているのかどうか。従来との関係で異常ではないのか。それと関連はす

るわけだけれども、2つ目には、発注者側として、こういう契約案件を議会に上程することについて、どういうふうにお考えになっているかということは、きっちりただしておかなければならないと思います。もちろんこういうことは今後あってはならないということだから、今回だけだという答弁があるかもしれませんが、基本的な問題のところで確認しておかないと、議会の責任が問われかねない。最悪先ほどもいったように、工期まで完了しない場合の損害賠償について発生するか、発生しないかという問題なわけだから。そういうことも含めて、発注者としてどういうお考えなのかおただしをしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

少し経過を説明させていただきたいと思いますが、本来で有れば、当然これだけの事業ですから、工期が年度内に終わらないことは皆さんもご理解できると思います。私どもも当然そういうことなので、このことについては補助事業を使ってやる時点から、当然に正当な工期を見込んで、そのために繰越の予算の提案も実は出したということではありますが、結果として県のほうから、この予算の性格上、今年度我々の措置ではなくて、国、県の予算上の取り扱い方が24年度内に完了して目的を達成するという予算付けだったと。ですから、申し訳ないけれども、国のほうに県として繰越申請をする段取りをしていると。その前には、いわゆる年度を越えた契約はされると、手続き上、困るとというのが、実は我々が契約を進める段階で出てきた。それも、今週に入ってからそういうことが急に我々指摘されてきたということがあって、そのあと馬場議員が言われるように、当然に契約というのは粛々とルールに従って当然やるべきものですから、我々の主張はしっかりと県にも申し上げましたけれども、国県のほうとしては、どうしてもそういう手続きを経ないと予算を使うことを認めるわけにはいかないということになります。

それと、我々は今4月1日に大きな変化を今迎えようとしています。4月1日から住民がある意味では入ろうと思えば、浪江の地に入っていくことになれば、どうしてもいろんな危険な状況を踏まえながら、そのときに防災行政無線というのを有効に使える部分は使いたいということで、今の意味は4月以降に工事をやらせるということではなくて、できるものは早く契約したらば直ちに入っていたいて、まず防災行政無線自体が親局から使えるようにしたいと。それから子局についてもなるべく復旧できるものは復旧させたいということもあって、我々としては国、県が言っている、じゃあ来年

度の予算でいいんじゃないかというような申し出に対しては、我々はそうではない。今年度4月1日という大きな変化を迎えるためには、なんとしてもこの予算を使ってできることは一歩でもやっておいて、住民のいざというときの安全安心に寄与したいということの思いで手続きをしておりますので、言われるようにいろいろと問題がないということではないのかもわかりません。

ただし、この繰越をするかどうかというのは大きな意味で2種類ありまして、今、馬場議員が言われたように、本来は当然に24年度内に終わる契約だったけれども、年度後半、工事をやっている最中に例えば異常降雪があったとか、それから大嵐が来たとかいろいろな外的要因で工事ができないためにどうしてもできないということで、それを理由にして繰り越しするという手続きもありますが、今回の案件は国、県の予算の性格上、どうしても手続き上そうやって欲しいというのが、どうしても我々の目の前に立っているわけで、それをなんとしても、先ほど言った4月1日の住民の立ち入り時の安全のことを考えると、できることは一つでもやっておきたいという思いでこの契約案件をこんな姿で出したというのは言われたとおりでありまして、馬場議員が言われる意見も当然に我々も理解はできますが、この場合は4月1日の住民の安全を少しでも確保したいということを一優先でいろいろな手続きがありますが、この姿でぜひともご了解いただいて、我々できることは一歩でも進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 今の答弁で、気持ちはわかるんです。ただ、議会と執行部の情報の共有なんですね、私が言いたいのは。確かにこうやって出れば、本来ならこの下に直ちに云々という文言も入るはずですよ。全然異常な形であったと。ですから、なおざりに書いてあるのを読んで、プラスアルファの説明だけで果たしてこの異常さ、馬場議員が指摘されたのでまごうことなくそのとおりなんです。ましてや12月補正で繰越明許と。予算について、十分慎重審査をしないで繰り越しできるだろうという形でやった安易な取り扱いであったということになりますね。その辺の反省は必要かと思えます。猫の目のように変わる国会ですから、本当に予算がぼんと来たと思って、我々としては善意に考えて繰越もできるだろうということで同じ状況が続くわけですから、4月1日から劇的に我々の待遇が変わるわけではないので、そういう善意で思うんですが、ところが予算は単年度ですよ。そうすると、3月31日までの契約を結んで、そ

してできなかったものについては、もう1回延長の契約をしなさいという形をとらないと予算は執行できませんよということなんでしょうから、ですからわかるんですが、きちんとした情報を我々に与えて、そしてその中で我々がより良い選択、要するに最終的な議決権を行使するという大事な問題があるんです。中途半端にされて、質疑でようやくそれが出てくるというのは、私は行政と議会の問題が、まだ情報の共有もできない。物事は適当に書いてやればとってしまうというふうに安易に考えているのか。その辺、今後とも議会との関わりで有する情報は、やはりきちんと我々に提示いただいて、その中で我々がより良い議決権の行使ということになると思うんです。その辺今後とも重々、前から私言っていると思うんですが。

それから、でき次第あれになると、職員、要するにそれを操作する人が、こちらではできないでしょうからあちらに常駐ということになるんでしょうから、その辺を含めて9月いっぱい、今の総務課長の話で、今年の9月いっぱいぐらいには、すべての点検とあれが終わるということですね。そうすると、職員はそれ以前、4月1日、2日ぐらいから配置しながら使えるところで使っていくという話ですから、その辺の微妙なところをもう一度お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 当然この工事につきましては、契約が終わりましたらばすぐさま執行されます。そうしますと、ある程度4月1日までにはある程度復旧する防災無線に関してもかなり復旧すると考えておりますので、当然ながら職員についても浪江町役場の本庁に勤務していただいて、そこで防災無線、必要なものについてはそこで操作をするという体制を4月1日からとりたいと考えておるところであります。

いろいろご指摘のとおりでありまして、我々が持っている今回こういう二段構えでやらなくてはならないということがわかったのが、この頃だったものですから、なかなか情報発信できなかったということでもあります。そういう情報が入りましたならば、できるだけ早く提示をしまして、議員の皆様と共有していきたいと考えておりますので、今回についてはご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 常に反省されている執行部と思いますが。

それから結局万が一のために備えるわけですから、広く広報で、要するに一般の人が道路が急に陥没していたとか、いろんなことをわかる場合に、そこに連絡して防災無線を活用するということが必

要だと思っんですよ。ですから、きちんとした何かあった場合には、すぐに防災無線に連絡くださいとか、そういった周知が私はこれから大切になってくるのではないかと。常に入っている方が見つけた危険箇所を、きちんとした形で放送できるという体制も必要なので、その辺総務課長か岩野課長か、誰が担当するのか。その辺を十分考えておられるのかどうか。今後、どうなさるのか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 4月1日から区域の見直しになって、ある程度自由に入れるようになるということであります。そのために、ある程度町民の方にはしおりを発行しまして、こういう場合についてはこういうところにこういうことをしてくださいとか、こういうところに連絡をしていただければ対応しますというしおりを発行したいと考えています。そのしおりにしたがって行動していただければ、ある程度のルール化された行動ができるのではないかと考えておるところであります。

また、当然ながら防災無線につきましてもあわせて活用していきたいと考えているところでもあります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

10番。

○10番（田尻良作君） 中身についてなんですが、防災行政無線なんですが、一番役に立つ設置して。振り返ってみると、震災の時がありました。そのときに、防災行政無線が適切に町民のために役立ったのかということなんですが、それについて2年前の事故の時の、町として整理、また反省等、町民の声を聞いて今回の契約に反映させているのかということが1点です。

次に、私ちょっと勘違いしていたかもわからないんですが、デジタル化ですね。いわゆる電波のスキルを上げるんだかちょっとわからないんですが、いわゆるアナログとデジタル化ということで、デジタルについては、双葉郡広域のところのアナログからデジタルにということについては、浪江町ではどうなのかということです。

それと、町では屋外の拡声子局は52カ所あるんですが、非常に聞きづらいということで、その対策として、屋内で受信機を設置した部分があるんですが、その屋内に設置せざるを得ないエリア、区域についても、今回52局という設置なんですが、この屋内については今後設置されれば、また受信状況によって町でも考えなくてはいけない部分だと思っんですが、その辺の今後の予算の措置はどうなっているのかについて、3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。



○町長（馬場 有君） 防災無線の有効性ということのご質問でありましたけれども、今まで議員が経験してましたように、大津波の警報であるとか、あるいは平時の時も、いろんな自然災害等の予報とか、あるいはそういう事象が起きたとか、そういうものを防災無線で町民の方にお知らせをしてきたということで、大変有効なものであると思っています。今回、損壊している状況の設備を復旧させるためにやるのは、先程来から質疑があるように、今の原発の事故はまだ収束していませんので、そういう危険性もあります。そういう中で、4月から自由に出入りできるような状況になった場合、いざというときにそういう防災無線を活用しながら、町民の方々に情報等を伝達していくというような形で、これからの安全性を保つためには、非常に有効なものであると認識しております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 2点目のデジタル化の関係でございますけれども、今回は災害復旧工事ということで、津波により水没あるいは流出した部分の6機についてはデジタル化を予定しております。

それから、戸別受信機の関係だと思えますけれども、戸別受信機につきましても、長期避難によりそのままの状態に放置してあることから、例えば乾電池の液漏れにより、基盤が腐食して使用不可能となっていることが予想されます。このことから、各個別の状況で使用可能かどうかの判断はできないことから、今回の広報につきましても、戸別受信機がないものとして、パンザマスト以外にも広報車による広報等をしていかなければならないと考えておるところであります。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 町長の回答なんですけど、私が質問したのはいわゆる町民の声、適切に防災無線で発声されて、それで直ちに避難したのかということの掌握というものを町の行政でつかんでの予算措置になっているのかということなんです。その点については、私は3.11事故ありました。地震です。実は、14日に避難したという経過があるんです。じゃあなぜなのかというと、正直言ってわからなかったですよ、防災無線。私ばかりではなくて隣近所、私の家に集まっていた状況。12、13日でしたわけなんです。ただ、私の近くに山麓線ありますからね。そこのところには車は行列で避難している。ただ、正直言ってわからなかったのも事実なんです。原発の爆発というものが。ですから、そういうところを先ほど町長も言ったように、情報の伝達の正確さといいますか、それが伝わっていなかった

のも事実なんです。ですから、そういう全町民の声というものが反映されてこの予算措置になっているのか。もう一度回答をお願いします。

それとあとデジタルの部分については6機デジタル化をするということなんですが、この辺、現在アナログ、デジタルちょっとわからないんですが、渡邊副町長は無線に詳しいので、その辺わかりやすく説明できたらお願いしたいです。

あと、屋内の受信機についてはわかりました。

お願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 情報伝達が100%できたかというところ、残念ながら100%周知徹底しなかったところもございます。ただ問題は、一昨年の3.11を考えると、やはり原発事故については非常に情報が全然私ども災害対策本部のほうには入ってきませんでしたし、それから電力側のほうからも連絡がなかった。ただ、テレビの情報で10キロ圏内の屋内退避、そして今議員おただしのおとり、12日の水素爆発の状況の中で、遠くに避難しなくてはだめだという形で役場の本庁を3月12日の午後3時に閉鎖をして、その役場機能を津島支所に移していこうという形で防災無線で流したんですけれども、その辺がやっぱり100%周知徹底していなかったと。そういうことは今後いろいろ反省していかなくてはならないと思っています。予算措置の件については、先ほど担当課長が説明したとおりで、そういう中で防災無線の復旧整備をやっていかないと、今後区域の再編をした時点でそういう危険性もありますので、町民の安全安心の側面からぜひ防災無線を有効活用できるように整備していきたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 答弁、渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） 田尻議員のデジタルとアナログはどういうものなのかということですが、私も現場を離れてもう18年ぐらい経つものですから、私の知っている、簡単に知っているデジタルとアナログというのは、御存じのように数値化されたものはデジタルで、あと量的に表している、例えばメーターで表しているようなものはもう一方というふうに理解しております。車でいえば、わかりやすくいうと車は今ではもう数値で表示されていますね、スピードメーター。あれが今設置されているのがデジタルであって、昔の車は60までメーターがぐっといく。あれがもう一方のというふうに、簡単にわかれば理解していただければと思います。私の浅はかな知識なので、具体的にこれはどうなのかと。その科学的なことでは答弁できな

いので申し訳ありませんが、そういうイメージでということで考えていただければと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 再々になりますが、町長の答弁で、100%までいかなかったということについては常々町長が言っているように、全町民ということでは、全町民に届くようなことを要望できますか、お願いしておきます。

アナログとデジタルについては、今度席を設けてじっくり聞きたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号 工事請負契約の締結について（浪江町防災行政無線災害復旧工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年第2回浪江町議会臨時会を閉会といたします。

（午前10時17分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 小 黒 敬 三

署名議員 勝 山 一 美

署名議員 三 瓶 宝 次